

都道府県
各 指定都市 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業ご担当者様
中核市

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業と
高等教育の修学支援新制度について

ひとり親家庭支援施策の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業と令和2年4月から、文部科学省において実施される高等教育の修学支援新制度（以下「修学支援新制度」という。）の関係については、先般、令和2年3月の全国児童福祉主管課長会議説明資料（95ページ参照）において、「高等職業訓練促進給付金を受ける者は給付型奨学金を受けることが出来ないこと」をお示ししているところですが、高等職業訓練促進給付金の支給対象者が、修学支援新制度の支援対象者に該当する場合の取扱等について、下記のとおり補足しますので、支給対象者への周知と適切な事務運営をお願いいたします。

なお、各都道府県ご担当者様におかれましては、貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に周知いただきますようお願いいたします。

- 1 修学支援新制度（授業料と入学金の免除/減免（以下「授業料等減免」という。）と給付型奨学金の支給（以下「給付型奨学金」という。））の支援対象者は、高等職業訓練促進給付金を受ける場合には給付型奨学金を受けることができないため、授業料等減免のみの申し込みを希望する場合があります。（高等職業訓練促進給付金と授業料等減免の併用は可能です。）

この場合、修学支援新制度では、高等職業訓練促進給付金など他制度（給付型奨学金との併用が不可となっている制度をいう。）による支援が在学中に受けられなくなるなどの状況の変化に対応できるよう、支援対象者は、給付型奨学金も申し込んだうえで、その認定後に支援の「停止」を申し出ることと、その後、在学中に給付型奨学金の支援が必要になる場合は支援停止の「解除」を申し出ることができることを、学生等に対してあわせて案内することとなっています。

- 2 このため、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業ご担当者におかれては、高等職業訓練促進給付金の支給対象者が修学支援新制度の利用を希望する場合には、上記の手続きを案内するとともに、給付型奨学金の認定を受けている場合には、その支援の「停止」を申し出るよう案内し、その確認をするようお願いいたします。
- 3 なお、高等職業訓練促進給付金の受給者が給付型奨学金の支給を受けた場合には、給付型奨学

金を返納することになります。

(参考)

修学支援新制度の具体的な手続きについては「高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領（第1版）」をご参照ください。

https://www.mext.go.jp/content/20200309-mxt_gakushi01-000004157_01.pdf

【連絡先】

厚生労働省子ども家庭局

母子家庭等自立支援室就業支援係

電話：03-5253-1111（内線 4888）